

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	鳥取県立倉吉総合看護専門学校
設置者名	鳥取県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	第1看護学科	夜・通信	55単位 (旧カリ)	9単位	
		夜・通信	70単位 (新カリ)		
	第2看護学科	夜・通信	47単位 (新カリ)	6単位	
	助産学科	夜・通信	29単位	3単位	
(備考) 第1看護学科は、今年度、新カリキュラムと旧カリキュラムを履修する学生が在籍しているため、両方のカリキュラムについて記載した。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	鳥取県立倉吉総合看護専門学校
設置者名	鳥取県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営委員会
役割	<p>「鳥取県立倉吉総合看護専門学校運営事項の協議組織設定に関する規程」 (運営委員会) 第2条 この会は、本校の教育目的に従い、看護教育の推進についての重要事項を審議するため設置する。 2 この会は、校長が主宰し、必要に応じ次のうちから校長が委嘱して行う。 (学校関係) 校長、副校長、教務課長、総務課長、教務主幹、教務主任、講師、学校医 (厚生病院関係) 副院長、医療局長、事務局長、看護局長、看護局副看護局長 (県医療政策課関係) 医療政策課長、医療人材確保室参事 (その他) 学識経験者 3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。 4 審議に付する事項は、次のとおりとし、校長が付議する。 (1) 諸規定の改廃に関する事。 (2) 教育方針、教育計画、その他教育に関する事。 (3) 入学選抜、入学の許可及び卒業の認定に関する事。 (4) 退学及び休学に関する事。 (5) その他学校運営の重要事項に関する事。 5 この会は校長が招集する。定例会議は、年2回とする。 ただし、校長が必要と認めるとき、また、委員から開催の請求があったときは、臨時会議を招集することができる。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
県立厚生病院副院長	R7. 4. 1～R8. 3. 31	
県立厚生病院事務局長	R7. 4. 1～R8. 3. 31	
県立厚生病院看護局長	R7. 4. 1～R8. 3. 31	
県立厚生病院看護局副局長	R7. 4. 1～R8. 3. 31	
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	鳥取県立倉吉総合看護専門学校
設置者名	鳥取県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>【授業計画書の作成過程】 各領域担当の教員が前年度の評価を基に原稿を作成し、学内の編集委員会で内容を確認・検討し、各領域担当の教員が修正する。</p> <p>【授業計画書の作成・公表時期】 授業計画書は前年度末に完成させ、当該年度開始時から公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	授業計画書の概要をホームページに掲載。履修概要の閲覧希望者に資料提示できるよう学校事務室に資料を設置。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領」に基づいて、前期、後期に分けて試験を実施し履修認定を行う。学科・学年ごとに成績一覧表を作成し、運営委員（卒業以外は学内委員）が稟議承認する。

「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」

第1条 この基準は、鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（以下「学則」という。）第6条第2項、第7条第4項の規定に基づき、授業科目の単位認定について、学則に定めるものとする。

第2条 履修科目

第3条 履修の要件

第4条 成績評価

各授業科目の成績評価は、学科試験又は実習評価、学習態度、出席状況を総合して行う。

2 成績は100点満点とし、成績の評価は次の基準により担当教員が行う。

評価	評点	可否判定
優	80点～100点	合格
良	70点～79点	
可	60点～69点	
不可	60点未満	不合格

3 授業科目が2人以上の担当教員で分担される場合の評価の基準は、各学科教務主幹に確認すること。

4 当該科目の成績の対象要件

第5条 単位の認定

前条第2項の規定に基づく成績評価において、優、良及び可を合格とし、学則別表第1に定めた単位を与える。

第6条 学科試験

学科試験は修得を要する科目を前期、後期に分けて実施する。

2 試験は、第4条第4項に該当する者に行う。

3 学科試験は原則として単位ごとあるいは授業科目ごとに行う。

4 合格点に達しなかった場合は、再試験で可にすることができる

5 その他実施に関する詳細は、鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領に規定する。

第7条 追試験

第8条 再試験

第9条 未履修科目の履修

第10条 実習成績の評価

実習の評価は、学則第6条に定める実習科目の実習評価表に基づき行う。

2 実習成績の評価は、実習期間が終了した時に、第4条第4項に該当する者に行う。

第11条 実習評価表

実習評価表の種類及びその様式は、校長が別に定める。

第12条 再実習

第13条 追実習

第14条 罰則

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計平均点を算出する(100点満点で点数化)</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>刊行物への掲載</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業に必要な要件①「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領」に基づいて認定された履修単位の内容と②出席すべき日の出欠状況等の概要を1月の運営委員会で報告する。2月下旬の卒業認定会議(学内の運営委員会)で、卒業の可否を決定する。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>刊行物への掲載</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	鳥取県立倉吉総合看護専門学校
設置者名	鳥取県

1. 財務諸表等 対象外

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

【第1看護学科】新カリキュラム

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第1看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3045 単位時間 /109 単位	2130 単位 時間/ 86 単位	単位時間 /単位	915 単位 時間/ 23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3045 単位時間/109 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
105人		86人	人	8人	人	8人	

【第1看護学科】旧カリキュラム

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第1看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3000 単位時間 /101 単位	1965 単位 時間/ 78 単位	単位時間 /単位	1035 単位 時間/ 23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3000 単位時間/101 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
105人		86人	人	8人	人	8人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

各領域担当の教員が、前年度の評価を基に原稿を作成し、学内の編集委員会で内容を確認・検討し、作成する。

成績評価の基準・方法

（概要）

「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領」に基づいて、前期・後期に分けて試験を実施し、履修認定を行う。学科・学年ごとに成績一覧表を作成し、運営委員（卒業以外は学内委員）が稟議承認する。

卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業に必要な要件①「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領」に基づき認定された履修単位の内容等②出席すべき日の出欠状況等の概要を1月の運営委員会で報告する。2月下旬の卒業認定会議(学内の運営委員)で、卒業の可否を決定する。卒業生以外の学年については、前期・後期の認定試験終了後、その結果を基に学内の運営委員により単位履修の認定を行う。
学修支援等
(概要) ・定期的な個人面談による助言や指導の実施。 ・必要時、スクールカウンセリングの利用勧奨を行う。 ・年1回保護者会を開催し、情報交換や連携の強化を図る。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
31人 (100%)	5人 (16.1%)	26人 (83.9%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 県内外の医療機関			
(就職指導内容) 専門講師による選考対策講座：3年次…面接試験時の留意点・履歴書の書き方・小論文対策就職・マナー研修 2年次…病院の選び方 専任教員による就職個別面談			
(主な学修成果(資格・検定等)) 第114回看護師国家試験 31名受験 合格率100%			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
119人	5人	4.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更(5人)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別面談(必要時、保護者も含め)やスクールカウンセラーによる支援		

【第2看護学科】新カリキュラム

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第2看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2100 単位時間 /77 単位	1530 単位 時間/ 60 単位	単位時間 /単位	570 単位 時間/ 17 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			2100 単位時間/77 単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
40人	6人	人	7人	人	7人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）			
（概要） 各領域担当の教員が、前年度の評価を基に原稿を作成し、学内の編集委員会で内容を確認・検討し、作成する。			
成績評価の基準・方法			
（概要） 「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領」に基づいて、前期・後期に分けて試験を実施し、履修認定を行う。学科・学年ごとに成績一覧表を作成し、運営委員（卒業以外は学内委員）が稟議承認する。			
卒業・進級の認定基準			
（概要） 卒業に必要な要件①「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領」に基づき認定された履修単位の内容等②出席すべき日の出欠状況等の概要を1月の運営委員会で報告する。2月下旬の卒業認定会議（学内の運営委員）で、卒業の可否を決定する。卒業生以外の学年については、前期・後期の認定試験終了後、その結果を基に学内の運営委員により単位履修の認定を行う。			
学修支援等			
（概要） ・定期的な個人面談による助言や指導の実施。 ・必要時、スクールカウンセリングの利用勧奨を行う。			
卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
13人 (100%)	1人 (7.7%)	12人 (92.3%)	0人 (0%)
（主な就職、業界等） 県内外の医療機関			

(就職指導内容) 専門講師による選考対策講座：2年次…面接試験時の留意点・履歴書の書き方・小論文対策就職・マナー研修 就職マナー研修、専任教員による就職個別面談
(主な学修成果(資格・検定等)) 第114回看護師国家試験 13名受験 合格率100%
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
21人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別面談(必要時、保護者も含め)やスクールカウンセラーによる支援		

【助産学科】

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	助産学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	1065 単位時間 ／34 単位	570 単位 時間／ 23 単位	単位時間 /単位	495 単位 時間／ 11 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
		1065 単位時間／34 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
16人		16人	人	3人	人	3人	

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 各領域担当の教員が、前年度の評価を基に原稿を作成し、学内の編集委員会で内容を確認・検討し、作成する。
成績評価の基準・方法
(概要) 「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領」に基づいて、前期・後期に分けて試験を実施し、履修認定を行う。学科・学年ごとに成績一覧表を作成し、運営委員(卒業以外は学内委員)が稟議承認する。
卒業・進級の認定基準

(概要) 卒業に必要な要件①「鳥取県立倉吉総合看護専門学校成績査定基準」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校単位認定試験実施要領」に基づき認定された履修単位の内容等②出席すべき日の出欠状況等の概要を1月の運営委員会で報告する。2月下旬の卒業認定会議(学内の運営委員)で、卒業の可否を決定する。卒業生以外の学年については、前期・後期の認定試験終了後、その結果を基に学内の運営委員により単位履修の認定を行う。
学修支援等
(概要) ・定期的な個人面談による助言や指導の実施。 ・必要時、スクールカウンセリングの利用勧奨を行う。 ・必要時、保護者も含めた面談(情報交換)を行い、連携を図りながら支援する。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
16人 (100%)	0人 (0%)	16人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 県内外の医療機関			
(就職指導内容) 専任教員による就職個別面談			
(主な学修成果(資格・検定等)) 第108回助産師国家試験 16名受験 合格率93.7%			
(備考)(任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
16人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別面談(必要時、保護者も含め)やスクールカウンセラーによる支援		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
第1看護学科	5,550円	112,800円	円	
第2看護学科			円	
助産学科			円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
常時、閲覧希望者に提示できるように学校事務室に資料を設置する。		
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)		
<p>「鳥取県立倉吉総合看護専門学校関係者評価規程」及び「鳥取県立倉吉総合看護専門学校関係者評価委員運営要領」により学校関係者評価を実施する。 (運営要領)</p> <p>第1条 趣旨</p> <p>第2条 評価委員会は必要に応じ次の各号から鳥取県知事が委嘱した4名程度で組織し、他の本校委員との兼務はしないこととする。</p> <p>(1) 本校実習施設の院長、看護部(局)長、事務部(局)長等の医療関係者</p> <p>(2) 本校後援会役員、本校卒業生、学識経験者等校長が必要と認めた者</p> <p>2 委員長は委員の互選で決定する。</p> <p>第3条 評価委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 管理運営に関する自己評価の結果及び改善策の評価に関する事項</p> <p>(2) 教育活動及び研究活動等について実施された自己評価の結果に関する事項</p> <p>(3) その他自己評価に関する事項</p> <p>第4条 委員長は評価委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>2 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。</p> <p>第5条 評価委員会は、原則として6月から9月の間に開催する。</p> <p>第6条 評価委員会の庶務は総務課長が行う。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	R6.7.1～R8.6.30	実習施設等委員
医療法人十字会野島病院	R6.7.1～R8.6.30	実習施設等委員
社会医療法人 仁厚会 医療福祉センター倉吉病院	R6.7.1～R8.6.30	実習施設等委員
同窓会	R6.7.1～R8.6.30	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
常時、閲覧希望者に掲示できるように学校事務室に資料を設置する。		
第三者による学校評価(任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

ホームページアドレス https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshikango/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H131210000028
学校名 (〇〇大学 等)	鳥取県立倉吉総合看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	鳥取県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		14人 (0) 人	14人 (0) 人	14人 (0) 人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	11人	
	(うち多子世帯)	(0) 人	(0) 人	
	第Ⅱ区分	1人	2人	
	(うち多子世帯)	(0) 人	(0) 人	
	第Ⅲ区分	1人	1人	
	(うち多子世帯)	(0) 人	(0) 人	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	0人	0人	
区分外 (多子世帯)	0人	0人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 () 人
合計 (年間)				14人 (0) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人
前半期	人
後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	2人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	2人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。